

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月24日
【会社名】	三井不動産株式会社
【英訳名】	Mitsui Fudosan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菰田 正信
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 30,085,600,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三井不動産株式会社 関西支社 (大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月27日に提出した有価証券届出書および平成26年6月16日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年6月24日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、併せて記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場および海外市場における当社普通株式の募集および売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

上記差引手取概算額上限29,910,600,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額200,383,520,000円および海外募集の手取概算額上限98,684,480,000円を合わせた手取概算額合計上限328,978,600,000円について、平成27年（2015年）3月末までに、日本橋・八重洲エリア、日比谷エリアおよび飯田橋グラン・ブルーム等をはじめとするオフィス・商業施設ほかを含む複合開発等および（仮称）ららぽーと富士見を含む全国の商業施設、ならびに物流施設、賃貸マンションおよびホテル・リゾート施設等の平成27年（2015年）3月期の設備資金計画376,063百万円の一部に充当する予定であります。

<後略>

（訂正後）

上記差引手取概算額上限29,910,600,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額200,383,520,000円および海外募集の手取概算額98,684,480,000円を合わせた手取概算額合計上限328,978,600,000円について、平成27年（2015年）3月末までに、日本橋・八重洲エリア、日比谷エリアおよび飯田橋グラン・ブルーム等をはじめとするオフィス・商業施設ほかを含む複合開発等および（仮称）ららぽーと富士見を含む全国の商業施設、ならびに物流施設、賃貸マンションおよびホテル・リゾート施設等の平成27年（2015年）3月期の設備資金計画376,063百万円の一部に充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場および海外市場における当社普通株式の募集および売出しについて

（訂正前）

<前略>

公募による新株式発行の発行株式総数は100,000,000株であり、国内一般募集株数67,000,000株および海外募集株数33,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数28,700,000株および海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数4,300,000株）の募集が行われます。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（訂正後）

<前略>

公募による新株式発行は、国内一般募集株数67,000,000株および海外募集株数33,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数28,700,000株および海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数4,300,000株）で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が4,300,000株となったため、海外募集株数は33,000,000株となり、発行株式総数は100,000,000株となりました。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月7日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月27日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本7の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年8月23日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年11月1日に関東財務局長に提出

10【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年5月27日に関東財務局長に提出

11【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の四半期報告書の訂正報告書）を平成26年5月27日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）平成25年 6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第 1 四半期（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日）平成25年 8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第 2 四半期（自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月30日）平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第 3 四半期（自 平成25年10月 1日 至 平成25年12月31日）平成26年 2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 5月27日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 7月 1日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 5月27日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 8月 7日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 5月27日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 5月27日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記 6 の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年 8月23日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書（上記 6 の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年11月 1日に関東財務局長に提出

10【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年 5月27日に関東財務局長に提出

11【訂正報告書】

訂正報告書（上記 3 の四半期報告書の訂正報告書）を平成26年 5月27日に関東財務局長に提出

12【訂正報告書】

訂正報告書（上記 7 の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年 6月16日に関東財務局長に提出

13【訂正報告書】

訂正報告書（上記 7 の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年 6月24日に関東財務局長に提出